

聴 聞 通 知 書

様

行 政 庁

印

行政手続法第13条第1項の規定により、あなたに対する下記事実を原因とする不利益処分に係る聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

聴 聞 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
聴 聞 の 期 日	年 月 日
聴 聞 の 場 所	
聴 聞 に 関 す る 事 務 を 所 掌 す る 組 織 名 称 ・ 所 在 及 び 聴 聞 主 宰 者	

- 教示
- あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。
 - あなたは、聴聞への出頭に変えて処分に対する陳述書及び証拠書類等を聴聞期日までに聴聞主宰者へ提出することができます。
 - あなたは、聴聞が終結するまでの間、処分の原因となる事実を証する資料(別添「処分の原因となる事実の認定資料目録」を参照。)の閲覧を行政庁に求めることができます。

- 備考
- あなたは聴聞に関して、代理人を選任することができます。この場合、聴聞の開始時までに代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
 - 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、期日前3日までに許可申請書により聴聞主宰者に申請してください。
 - あなた又は代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、聴聞を行ったものとして処分を決定します。
 - あなた又は代理人が聴聞期日に出席できない正当な理由があるときは、出席できない理由を 年 月 日()までに下記問い合わせ先に連絡してください。
 - あなた又は代理人は、正当な理由がある場合は、行政庁に対し聴聞期日変更申請書により聴聞の期日の変更を申し出ることができます。

消防本部予防課
消防署庶務班
担 当 者
電 話

